

報道関係者 各位

平成 27 年 2 月 26 日
高知労働局労働基準部監督課
課長 中井 裕司
主任監察監督官 上谷 祐次
電話 088-885-6022

平成 25 年度の監督指導による賃金不払残業の是正結果について

～ 是正企業数は 143 企業、是正金額総額は約 9,500 万円 ～

高知労働局（局長 伊津野 信之）では、平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月までの間に、高知県内の各労働基準監督署（高知県下 4 署）が監督指導等を行い、その是正を指導した結果、不払になっていた割増賃金が支払われた事案の状況について、取りまとめを行いましたので、お知らせします。

1 是正企業数、対象労働者数及び是正金額は増加（別添（図）参照）

平成 25 年度については、平成 24 年度と比べて、是正企業数、対象労働者数及び是正金額のいずれも増加。平成 25 年度に支払われた割増賃金の合計額は、9,578 万円（1 万円未満切り捨て）でした。

2 製造業、商業及び保健衛生業の是正金額が目立つ（別添（表）参照）

企業数及び対象労働者数では、商業、是正支払額では、製造業が最も多くなっていました。

3 賃金不払残業の主な原因として、制度上の問題が目立つ

賃金不払残業の主な原因を大きく 3 つに分けると、以下のとおりでした。

- （1）賃金制度上問題があるもの : 35.5%
- （2）労働基準法の理解不足によるもの : 32.9%
- （3）労働時間管理の不備によるもの : 31.6%

4 高知労働局は今後も継続した監督指導を実施

県下の労働基準監督署では、定期的に、あるいは、労働者や家族の方などからの相談や情報を契機に、各企業に対して臨検監督を実施し、労働基準関係法令の違反の有無の調査を行っています。その結果、労働基準関係法令の違反が認められた場合には、事業主などに対し、文書で是正指導を行っています。

平成 25 年度の臨検監督の結果、賃金不払残業となっていた事業場に対し文書で是正指導した結果、143 企業で不払となっていた割増賃金総額 9,578 万円が支払われたものです。

賃金不払残業は、労働基準法に違反する、あってはならないものであり、長時間労働や過重労働の温床ともなりかねないものです。また、賃金不払残業のない企業であれば、労働者の労働意欲も上がり、生産性も向上するなど、その撲滅を図ることは事業主にとっても利点があります。

このようなことから、今後も、賃金不払残業の撲滅に向け、事業場に対する監督指導を実施し、重大・悪質な事案については、送検手続きを執るなど厳正に対処することとしています。

臨検監督とは ... 労働基準監督官が、その職務執行のため、労働基準関係法令の違反の有無を調査する目的で事業場等に立ち入り、法律違反が認められた場合には事業主などに対しその改善を指導等することをいいます。

1 賃金不払残業の主な原因の内訳

(1) 賃金制度上問題があるもの(35.5%)

会社は残業を把握していたが、指示していないとの理由で、残業代を支払っていなかったもの。

1ヶ月単位の変形労働時間制(1)を採用しており、1日の法定労働時間(8時間)を超えたものに対しては、残業代が支払われていたが、1ヶ月の法定労働時間超えに対しては、残業代を支払っていなかったもの。

(2) 労働基準法の理解不足によるもの(32.9%)

残業代の計算時に算入すべき諸手当を算入していなかったもの。

計算方法に誤りがあり、支払った残業代に不足が生じていたもの。

(3) 労働時間管理の不備によるもの(31.6%)

タイムカード等による始業・終業時刻の記録がないもの。

残業時間について自己申告制を採用していたが、運用が不適切だったもの。

2 相談・情報提供の窓口

相談窓口(高知県下の各労働基準監督署の所在地)

名称・所在地		電話番号
高知労働基準監督署	高知市南金田1-39-1階	088-885-6031
須崎労働基準監督署	須崎市緑町7-1-1	0889-42-1866
四万十労働基準監督署	四万十市右山五月町3-1-2 中村地方合同庁舎 3階	0880-35-3148
安芸労働基準監督署	安芸市矢ノ丸2-1-6 安芸地方合同庁舎 1階	0887-35-2128

相談の受付時間について

土日、祝日、年末年始を除き、平日の午前8時30分から午後5時15分まで

労働基準関係情報メール窓口

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/mail_madoguchi.html

労働条件相談ほっとライン

フリーダイヤル 0120-811-610(はい! ろうどう)

- ・ 開設期間:平成26年9月1日(月)~平成27年3月31日(火)
- ・ 受付時間:平日(月・火・木・金)17時~22時 /土日10時~17時

ポータルサイト「確かめよう 労働条件」

<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp>

- ・ 労働者向け、事業主向け、学生・生徒向けなどに分類して、労働条件や労務管理に関するよくある質問と解説や裁判例などを掲載

3 その他参考資料

賃金不払残業の解消のための取組事例集

賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針

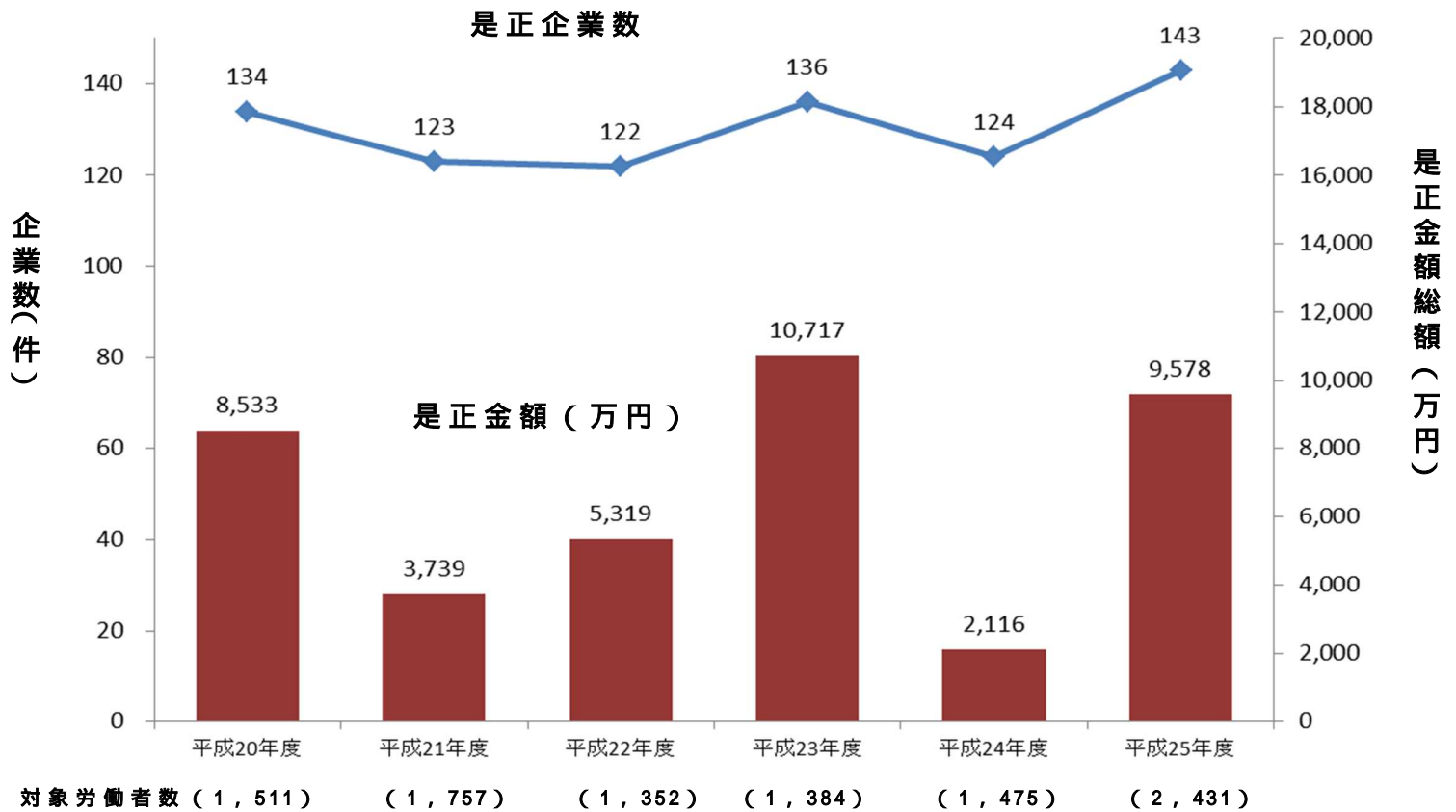
厚生労働省の公表「監督指導による賃金不払残業の是正結果(平成25年度)」

厚生労働省ホームページ:

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/chingin-c_h25.html

図 業種別 是正支払状況 (平成25年度)

是正支払状況の推移 (高知県内)



1 1ヶ月単位変形労働時間制 (労働基準法第32条の2) とは？

使用者は、**労使協定**により、又は**就業規則**その他これに準ずるものにより、1か月以内の一定の期間を平均し1週間当たりの労働時間が40時間 (特例措置対象事業場は44時間) 以内となるように、労働日および労働日ごとの労働時間を設定することにより、特定の週に40時間 (特例措置対象事業場は44時間) 又は特定された日に8時間を超えて、労働させることができる制度です。

なお、特例措置対象事業場とは、常時使用する労働者数が10人未満の商業、映画・演劇業 (映画の制作の事業を除く)、保健衛生業、接客娯楽業を指します。

(表) 業種別 是正支払状況(平成25年度)			
業種	企業数	対象労働者数(人)	是正支払額(万円)
製造業	20	267	4,086
鉱業	1	2	0
建設業	11	41	248
運輸交通業	9	45	142
貨物取扱業	1	3	0
農林業	2	53	375
畜産・水産業	0	0	0
商業	46	1,030	1,902
金融・広告業	3	36	477
映画・演劇業	0	0	0
通信業	0	0	0
教育・研究業	2	15	77
保健衛生業	25	748	1,321
接客娯楽業	18	142	725
清掃・と畜業	1	6	7
官公署	0	0	0
その他の事業	4	43	212

(注)

- ・対象事業は、割増賃金の支払に係る指導を行った結果、平成25年4月から平成26年3月までの間に、割増賃金の是正支払がなされたものです。
- ・「商業」とは、一般に、卸売業、小売業、理美容業等が該当します。
- ・「保健衛生業」とは、一般に、病院・診療所、社会福祉施設等が該当します。
- ・「その他の事業」とは、上で掲げた事業以外の事業をいいます。一般に、派遣業、警備業、協同組合等が該当します。